

平成29年度 労働報酬下限額

公契約等の種類	労働者の区分	勘案基準
工事又は製造の請負の契約	熟練労働者、一人親方	平成28年度公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間当たりの金額 (職種別の単価 別紙のとおり)
	熟練労働者以外の労働者	平成28年度公共工事設計労務単価(軽作業員)の90%に基づき定める1時間当たりの金額に、70%を乗じて得た額 (1時間当たり1,119円)
業務委託契約	業務に従事する労働者	平成28年度足立区臨時職員単価(事務補助A)と同額 (1時間当たり970円)
指定管理協定		